

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和5年1月23日（令和5年（行情）諮問第50号）

答申日：令和5年11月16日（令和5年度（行情）答申第438号）

事件名：「刑務官の職務規定」等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年10月4日付け法務省矯総第3197号により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、本件対象文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 令和4年8月29日付け行政文書開示請求書（同年9月1日受付）
で以て法務省の保有する行政文書の開示を請求した文書は、①刑務官の職務規定、②刑務官の服務規程であり、「刑務官の職務規定」とは、刑事施設における規律及び秩序の維持に関する内容の範囲等、官職上のつとめ、役目を定める規則である。「刑務官の服務規程」とは、職務に従う者の守るべき規則である。

令和4年8月29日付け行政文書開示請求書（同年9月1日受付）
で以て法務省の保有する行政文書の開示を請求した文書は、①刑務官の職務規定、②刑務官の服務規程であるが、法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係において、刑務官の職務執行に関する最新の規程を請求の趣旨とし、①刑務官の職務に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3258号大臣訓令）（溶け込み版）（以下「3258号訓令」という。）、②平成19年5月30日付け法務省矯成第3337号矯正局長依命通達「「刑務官の職務執行に関する訓令」の運用について」（溶け込み版）（以下「3337号通達」という。）が特定されたことから、思示確認（原文ママ）、再意思確認において、32

58号訓令及び3337号通達を除く刑務官の職務規定及び刑務官の服務規程そのものの請求を維持したところ、葉梨康弘法務大臣において、請求に係る行政文書は作成又は取得しておらず、保有していません」(原文ママ)とする理由により、不開示、とした。

しかしながら、3258号訓令及び3337号通達は刑務官の職務規定及び刑務官の服務規程と相互に密接な関連を有する行政文書である(詳解 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(以下「法施行令」という。)13条2項各号)。

3258号訓令及び3337号通達は、刑務官の官職上のつとめ、役目等を定めた規則、及び職務に従う刑務官の守るべき規則の運用について定めた訓令・通達であり、従って、刑務官が職務の執行に当たり、刑務官の職務規定及び刑務官の服務規程は作成又は取得されており、存在する。

イ 令和4年8月29日付け行政文書開示請求書(同年9月1日受付)で以て法務省の保有する行政文書の開示を請求した文書は、①刑務官の職務規定、②刑務官の服務規程であり、納付した開示請求手数料は、開示請求件数2件、収入印紙300円×2枚、計600円である。

しかし、法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係から、あなたからなされた行政文書開示請求(当方受領令和4年8月29日)につき、同年9月27日付けで、あなたから送付された再意思確認書に対する回答書により、開示請求件数は1件、開示請求手数料は300円となるどころ、あなたからは開示手数料として収入印紙600円分を受領していますので、過納付となっている300円分について返戻いたします

とする「行政文書開示請求手数料の返戻について」と題する令和4年10月4日付け書面が届き、過納付となっている300円分の収入印紙の返戻があった。

尚、書面記載中、(当方受領令和4年8月29日)部分は、法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係の誤記である。

この返戻手続は、刑務官の職務規定、刑務官の服務規程につき、詳解 法施行令13条2項各号の、相互に密接な関連を有する行政文書又はひとつのファイルで保管された行政文書であることを物語っており、従って、刑務官の職務規定及び刑務官の服務規程は作成又は取得され存在することは明白である。

ウ よって、審査請求の趣旨の通り、法務省矯総第3197号、令和4年10月4日付け行政文書不開示決定書の不開示決定を取り消し、令和4年9月1日受付第327号の行政文書①刑務官の職務規定、②刑務官の服務規程の開示を求める。

(2) 意見書

ア はじめに

審査請求人の本件審査請求の趣旨は、原処分を取り消し、文書の開示を求める、である。

諮問庁、法務省は、理由説明書（下記第3を指す。）、3 原処分の妥当性について、において、

原処分に至る経緯について、特段不自然、不合理な点は認められない

旨を述べているが、審査請求人は、原処分に至る経緯を問題としていない。

イ 意見

(ア) 刑務官は、国家公務員たる職員である。

そうすると、刑務官は、政令に定めるところにより、服務の宣誓をしなければならず（国家公務員法97条）、その職務の遂行するについて、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に従わなければならない（同98条）。職務の範囲は、法律、命令、規則又は指令による職務を担当する以外の義務を負わない（同105条）。

また、刑務官には、常に人格識見の向上、その職務を行うために必要な知識、能力の習得及び向上に努めさせなければならず（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律13条3項）、その必要な研修、訓練が行われている。

取り分け、刑務官が職務を遂行するに当り、又、常に人格識見の向上、その職務を行うために必要な知識、能力の習得及び向上に必要な研修、訓練に当り、刑務官の職務規定及び刑務官の服務規程は必要なのである。

(イ) 処分庁、法務大臣は、令和4年10月4日付け法務省矯総第3197号行政文書開示決定通知書で以て

請求に係る行政文書は作成又は取得しておらず、保有していないため

理由で不開示とした。

しかしながら、平成3年（1991年）、「行刑施設の規律の維持等に関する刑務官職務規定（平成3年法務省矯保訓第689号大臣訓令。以下「689号訓令」という。）」が作成されており、処分庁、法務大臣の不開示決定理由は間違っている。

ウ 結論

以上の様に、刑務官の職務規定及び刑務官の服務規定は作成され、保有されていると思われるので、審査請求人の本件審査請求の趣旨のとおり、原処分を取り消し、文書の開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、審査請求人が法務大臣（処分庁）に対し、令和4年9月1日受付行政文書開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）により本件対象文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、これを受けた処分庁が、本件対象文書を保有していないとして、不開示決定（原処分）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、要するに、原処分を取り消し、本件対象文書の開示を求めているものと解されることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分に至る経緯について

(1) 審査請求人は、処分庁に対し、本件開示請求書により、本件開示請求を行った。

(2) 処分庁は、審査請求人に対し、令和4年9月12日付け「行政文書開示請求について（意思確認）」と題する書面により、本件対象文書に合致すると思われる別紙の2に掲げる文書（3258号訓令及び3337号通達）を特定した上で、当該文書の名称及び概要について情報提供を行い、当該文書に係る請求を維持するか否か回答を求めた。

(3) 審査請求人は、処分庁に対し、令和4年9月20日受付回答書をもって、上記(2)の文書は本件対象文書ではない旨の回答及び別紙の3のとおり、請求内容の追加を行った。

(4) 処分庁担当者は、上記(3)を受け、本件対象文書を特定するために必要な探索等を行ったものの、処分庁において、別紙の2に掲げる文書以外に本件対象文書を保有している事実は認められなかったため、審査請求人に対し、令和4年9月22日付け「行政文書開示請求について（再意思確認）」と題する書面により、別紙の2に掲げる文書（3258号訓令及び3337号通達）以外に本件対象文書は保有しておらず、本件開示請求を維持する場合には不開示決定がなされると思われる旨の情報提供を行った。

(5) 審査請求人は、処分庁に対し、令和4年9月30日受付回答書をもって、本件開示請求を維持する旨の回答を行った。

(6) 処分庁は、令和4年10月4日、原処分を行い、本件決定通知書により審査請求人にその旨等を通知した。

(7) 審査請求人は、令和4年10月19日受付審査請求書をもって、本件審査請求を行った。

3 原処分の妥当性について

原処分に至る経緯は上記2のとおりであり、審査請求人は、本件対象文書の特定の妥当性について不服を述べているものと解されるが、処分庁は、審査請求人の上記2(5)の回答書による本件開示請求を維持する旨の意思表示に基づき原処分を行っており、原処分に至る経緯について、特段不

自然，不合理な点は認められない。

さらに，本件審査請求を受け，諮問庁は，処分庁担当者に対し，改めて本件対象文書の探索を行わせたものの，別紙の2に掲げる文書以外に本件対象文書の保有は認められなかった。

- 4 以上のことから，本件対象文書を保有している事実は認められず，本件対象文書は存在しないとして不開示決定を行った原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 令和5年1月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月10日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年11月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は，本件対象文書の開示を求めるものであり，処分庁は，本件対象文書は作成又は取得していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し，審査請求人は原処分の取消しを求めているところ，諮問庁は，原処分は妥当であるとしていることから，以下，本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は，補正の経緯並びに法務省において3258号訓令及び3337号通達以外に，本件対象文書を保有している事実は認められないことについて，上記第3の2及び3のとおり説明する。

(2) また，審査請求人は，意見書（上記第2の2（2）イ（イ））において，平成3年に689号訓令が作成されており，本件対象文書は作成されていないとして不開示とした原処分は間違っている旨主張する。

この点に関し，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，諮問庁は，689号訓令は，3258号訓令の発出時に廃止され，689号訓令に代わり，3258号訓令において，刑務官の服務並びに刑事施設の規律及び秩序の維持に関する職務の執行を適正に行うために必要な事項等定めている旨説明する。

(3) 検討

ア 諮問書の添付資料によると，処分庁が審査請求人に対して行った求補正の経緯等は，おおむね上記第3の2（1）ないし（7）の諮問庁の説明のとおりであると認められ，処分庁が，本件対象文書として，3258号訓令及び3337号通達を特定した上で当該文書の名称及び概要について情報提供を行ったものの，審査請求人は，当該文書は

本件対象文書ではないほか、別紙の3に記載の請求内容を追加した上で、本件開示請求を維持する旨回答しているのであるから、これを受けて、処分庁が、3258号訓令及び3337号通達以外に本件対象文書は保有しておらず、不開示決定したことに瑕疵は認められず、他にこれを覆すに足りる事情もない。

イ 当審査会において、3258号訓令及び3337号通達を確認したところによれば、当該文書は、正に刑務官の服務並びに刑事施設の規律及び秩序の維持に関する職務の執行を適正に行うために必要な事項等を定めていることが認められた。また、同訓令の附則2において、689号訓令は廃止する旨の記載が認められ、上記(2)の諮問庁の説明に符合する内容であり、上記第3の3及び上記(2)の諮問庁の説明は、特段不自然、不合理とはいえない。

(4) 本件対象文書の探索の範囲等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、法務省において、本件開示請求及び本件審査請求を受けた際に、いずれも担当部署内の事務室、書庫及びパソコンの共有フォルダ等を確認したが、3258号訓令及び3337号通達以外に本件対象文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった旨説明する。

上記の探索の範囲等について特段問題があるとは認められない。

(5) 審査請求人において、本件対象文書の存在につき具体的な根拠を示しているわけではなく、他に法務省において本件対象文書を保有していることをうかがわせる事情も認められない。

(6) 以上によれば、法務省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、法務省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

別紙

1 本件対象文書

法務省の保有する

- ① 刑務官の職務規定
- ② 刑務官の服務規程

2 本件対象文書として、当初特定された文書

- (1) 刑務官の職務執行に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3258号大臣訓令）（溶け込み版）
- (2) 平成19年5月30日付け法務省矯成第3337号矯正局長依命通達「刑務官の職務執行に関する訓令」の運用について」（溶け込み版）

3 追加記載された請求内容

開示を請求する行政文書は、刑事施設における仕事の内容・範囲を定める規則（官職上の役目を定める規則）

(一) 刑務官の職務規定

で在り、刑務官の守るべき規則（職務に従う者の守るべき規則）、

(二) 刑務官の服務規程

で在って、右規定及び右規程を本件請求の文書として維持をします。

追伸

請求する行政文書は職務規定及び服務規程の解釈や事務の方針等を示す文書ではなく、刑務官の官職上のつとめ、役目を定める規則及び職務に従う者の守るべき規則、そのもので在ります。